第 編 間接国税編

9~15 間接諸税

10 印紙税

10 印 紙 税

(1) 課税状況

(「) 誄 梲 扒 沆		TY	ėπ	<i>1.</i> ±	T14			
区 分		税	額	納	税	人	員	
税 印 押 な (印紙税法第9条関	つ 係)		千円 12,549				393	延人
印紙税納付計器の使用により (印 紙 税 法 第 10 条 関	るもの 「係)		3,516,135			4	, 653	
書 式 表 (印紙税法第11条関	示 係)		8,605,446			17	,607	
預金通帳の一括納付による (印紙税法第 12条関	らもの 「係)		5,754,553				100	
合 計			17,888,682			22	,753	
充 当 税	額		36,584				-	
差引税	額		17,852,097				-	
過少申	告		695				-	
加算税無申	告		727				-	
重			0				-	
過 怠	税		573,360			1	, 836	件
還 付 金	額		157,833				-	延人
印紙税「設置者	数		1,134	人				
印 紙 税 ∫ 設 置 者 納 付 √ 計 器 ↓ 設 置 台	数		1,559	台				

調査対象:現金納付による印紙税の課税事績

調査期間:平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(注) 印紙税は、課税文書に印紙税に相当する印紙をはり付ける方法によって納めるのが原則であるが、一時に 多量の課税文書を作成する場合等は、特例的な納付方法(現金納付)として、 印紙税相当額を事前に納付 し、課税文書に税印の押なつを受ける方法(税印の押なつ) 所轄税務署長の承認を受けて印紙税納付計器 を設置し、印紙税相当額を納付して、課税文書に納付印を押す方法(納付計器) 所轄税務署長の承認を受 けて、課税文書に財務省令で定める書式による表示をし、翌月末日までに申告納付する方法(書式表示) 預貯金通帳等について、所轄税務署長の承認を受けて、財務省令で定める書式による表示をし、4月1日現 在の口座数を基に計算した相当印紙税額を4月末日までに申告納付する方法(一括納付)がある。

(2) 課税状況の累年比較

区分	税印押なつ	書式表示	その他	合 計	納税人員
	千円	千円	千円	千円	延人
平成9年度	19,472	8,780,434	10,184,341	18,984,247	23,090
10	15,335	8,448,085	10,204,753	18,668,185	23,377
11	12,998	8,403,447	10,002,919	18,419,362	23,715
12	19,052	8,753,974	9,788,170	18,561,199	23,457
13	12,549	8,605,446	9,270,688	17,888,682	22,753